

# 千葉大会 研究発表等で事例を取り扱う際の注意事項

## 1. 事例作成上の注意

- ① 事例における利用者等の氏名、住所地、利用施設（機関）、援助者等の氏名、所属先名称等の固有名詞は、原則として無作為のアルファベットで表記し、個人、地域、施設等が特定されないようにする。
- ② 援助者等の所属する施設名（機関名）及び職名、援助者が提供するサービス名称等は、原則として固有名詞ではなく、法律上の名称とする。
- ③ 利用者等の生年月日を記載する必要がある場合には、生年までとする。
- ④ 利用者等の年齢は、特に必要な場合を除き、〇〇代前半（半ば・後半）とする。

## 2. 事例作成のための情報収集上の注意

- ① 事例を発表で用いる場合には、原則として患者本人の同意を得る。
- ② 事例作成のために利用者の個人情報を収集する場合は、目的を明確にしたうえでそれにそって収集し、収集した情報は慎重に扱う。
- ③ 利用者以外から収集した情報については、その事実関係や客観性を確認した上で活用する。

## 3. 事例を発表に用いる際の注意

- ① 発表者は、事例を発表することについて、原則として所属施設（機関）の上司等に承諾を得る。
- ② 発表にあたっては、援助経過や援助内容のリアリティを損なうことがない程度に事例を加工して用いる。
- ③ 発表者は上記 1、2 の注意を遵守し、個人情報に特段配慮の上、発表を行う。

### 参考・引用

「厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
「社団法人日本社会福祉士会 会員が実践研究会等において事例を取り扱う際のガイドライン」